審 査 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管課　　建築住宅課

法　　令　　名	建築基準法	法令の番号	昭和２５年法律第２０１号
許認可等の種類	煙突等、昇降機等の仮使用認定	根 拠 条 項	法第８８条第１項

審査基準	○建築物の規定に準ずる。

受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間　３０　日 標準経由期間　日	目次NO	８２